

議会だより

第170号
令和4年5月



各学校で入学式を挙行!!!

4月6日、明和・乙部小学校、乙部中学校で入学式が行われました。

入学された児童・生徒さん方のこれから学校生活が、楽しく、実のあるものになることを期待しております。

- 第1回定例会で審議して決まったこと……P. 2
- 一般質問……………P. 4
- 議会のうごき……………P. 12



令和4年度各会計予算などを可決

専 決 処 分

第1回定例会

審議して決まったこと

令和4年第1回乙部町議会定例会が3月9日に招集され、会期を9日間と決めました。今定例会は令和4年度一般会計予算などの提出案件が計30件あり、いずれも原案のとおり可決しました。また、町長から令和4年度町政執行方針、教育長から令和4年度教育行政執行方針が示され、3月16日閉会しました。

補 正 予 算

追加し、総額を43億802
9万4千円としました。

減額し、総額を5億945
3万6千円としました。

■令和3年度乙部町一般 会計補正予算（第7回）

歳入では、普通交付税の追加、歳出では、除雪業務委託料の追加を行い、歳入・歳出それぞれ2000万円を追加し、総額を41億7399万4千円としました。

■令和3年度乙部町国民
健康保険事業特別会計
補正予算（第2回）

歳入では、前年度繰越金の追加など、歳出では、財政調整基金積立金の追加などを行い、歳入・歳出それぞれ706万4千円を追加し、総額を5億4490万円としました。

■令和3年度乙部町介護 保険特別会計補正予算（第4回）

保険事業勘定の歳入では、普通交付税の追加など、歳出では、障害者自立支援給付費の追加などを行い、歳入・歳出それぞれ2億630万円を

■令和3年度乙部町簡易 水道事業特別会計補正 予算（第4回）

歳入では、公営企業会計適用事業分の減額など、歳出では、消費税納付金の減額などを行い、歳入・歳出それぞれ409万6千円を減額し、総額を1億4405万3千円としました。

■令和3年度乙部町一般 会計補正予算（第8回）

歳入では、普通交付税の追加など、歳出では、障害者自立支援給付費の追加などを行い、歳入・歳出それぞれ2億630万円を

の歳入では、特定介護サービス費収入の減額など、歳出では、介護サービス運営事業基金積立金の減額などをを行い、歳入・歳出それぞれ275万2千円を減額し、総額を3億1925万3千円としました。

■令和3年度乙部町公共下水道事業特別会計補正予算
（第2回）

歳入では、一般会計繰入金の減額など、歳出では、公営企業会計適用業務委託料の減額を行い、歳入・歳出それぞれ499万3千円を減額し、総額を1億4195万2千円としました。

料の減額を行い、歳入・歳出それぞれ499万3千円を減額し、総額を1億4195万2千円としました。

■令和3年度乙部町漁業集落排水事業特別会計補正予算
（第2回）

歳入では、一般会計繰入金の減額など、歳出では、公営企業会計適用業務委託料の減額などを行い、歳入・歳出それぞれ240万5千円を減額し、総額を3081万8千円としました。

■令和3年度乙部町国民健康保険病院事業会計補正予算
（第5回）

収益的収入では、感染症病床確保促進事業費補助金の追加など、収益的支出では、診療材料費の追加などを行いました。

資本的収入では、消防

設備等改修事業分の減額など、資本的支出では、消防設備等改修工事の減額を行いました。

条例の改正

■乙部町個人情報保護条例の一部を改正する条例

個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律が、個人情報保護法に統合されることから、一部を改正しました。

■乙部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が審議されており、可決され一部を改正しました。

■乙部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

乙部町長、副町長及び

教育長の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例

■乙部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

人事院で、国家公務員の期末・勤勉手当について減額する勧告をし、閣議決定され、改正給与法が可決される見込みであることから、職員並びに議会議員及び特別職の期末手当につきまして同様の措置を講ずることとし、一部を改正しました。

■乙部町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

乙部町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

乙部町会計年度任用職員の期末手当について、読み替え規定により独自の支給率(固定制)の規定を設けておりましたが、人事委勧告により一般職員及び再任用職員と整合性が取れない状況になること

から、第1号会計年度職員は再任用職員の支給率、第2号会計年度職員は一般職員の支給率と合わせるため、一部を改正しました。

■乙部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する政令及び地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、施行されたことから、一部を改正しました。

■乙部町営住宅管理条例の一部を改正する条例

民法の一部を改正する法律により、成年となる年齢の引き下げが施行されることに伴い、一部を改正しました。

条例の改正

■乙部町組織培養センター条例の廃止

組織培養センターの使用目的が完了したため、用途廃止をすることを決定し、廃止条例を制定しました。

乙部町組織培養センター条例の廃止

青空市場の老朽化により使用に耐えない状況にあることから、用途廃止をすることを決定し、廃止条例の制定をしました。

教育長の選任

■乙部町教育委員会教育長の選任

令和4年3月31日をもつて杉江前教育長が退任したことから、その後任について品野肇氏を選任しました。

意見書を採択

■令和4年度の米政策に関する意見書

次の意見書案を可決し、内閣総理大臣をはじめ、関係省庁へ送付しました。

教育長の選任

■令和4年度の米政策に関する意見書

決議

諸般の報告

- ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議



- 第1回定例会において、会議に先立ち、議長から次の事項について報告がなされました。
- 檜山広域行政組合議会に関する事項
- 系統議長会関係に関する事項
- 監査委員からの例月出
- 議会行事報告

第1回定例会において、会議に先立ち、議長から次の事項について報告がなされました。

- 檜山広域行政組合議会に関する事項

- 会議に先立ち、議長から次の事項について報告がなされました。

令和4年度 予算を可決

一般質問

第1回定例会では田中議員、倉持議員、澤田議員、安岡議員の4名が質問に立ち、町政に対する考え方を質す、計7項目の質問がありました。

質問

1 持続可能で活力ある「まち」づくりと地域経済の活性化について

- ① 地域振興策と経済の活性化について
② 地方創生交付金事業と福祉施策の在り方について

田中義人 議員



質問①

コロナ禍の中で地域経済や町民生活が大変、厳しい環境の下で、町行政と重ねた結果、原案どおり可決し、本会議に報告しました。

一般会計では、倉持篤議員、安岡美穂議員が賛成討論を行い、全ての会計予算が原案どおり可決されました。

予算の詳細につきましては「広報おとべ」5月号に掲載されていますので、

省略します。

新しい年を迎えてからもアルファ・ベータ・ガンマ・デルタそしてオミクロン株と変異株が置き換わ

用の制限がなされたりで、町民皆さんの健康管理や地域経済に与える指標をいかに見極めるべきかが日々の

り、特にオミクロン株は重症化はしないが感染力が強いとされ未だ収束の目処が立たず、町内においても多くの罹患者が発症し、町民生活に不安と恐怖心を与えております。

2年近く続いている新型コロナウイルス感染拡大に翻弄、町内での罹患者も見られ、公共施設の閉鎖や利

用できるプレミア付商品券の販売などの施策を実施されていることは周知のとおりであります。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大に伴う、国・道の経済支援策の波及効果が行き渡っていない実

課題であると認識しているところです。

人口が減少することに伴い、人・物・金などといった行政資源が乏しくなるともされ、いかにして人々が住みやすく、心豊かに暮らせる「まち」づくりをすることが求められています。

また、昨年6月上旬に

は国道229号線館浦地区での岩盤崩落が発生し、通行止め期間も長期化する見通しから、様々な形で町民生活にも計り知れない影響があるともさ

れています。

町はこのような事態を開けるため、相乗タクシーの実証をはじめ、巡回

路を利用することで経済的負担を軽減する支援策やタクシーやバスの利用で

しているところであります。

しかし、新型コロナウイ

ルス感染拡大に伴う、国・道の経済支援策の波及効果が行き渡っていない実

態から、地域経済を活性化するため個人消費意欲を喚起し、疲弊する地域経済を下支えする施策が急務と考えるが、町長の考えを伺います。

答弁者
寺 島 町 長

コロナ禍の現在、観光客や帰省される方々をはじめ、町外から訪れる人、町内においても日常生活を含め様々な行事等が縮小・見合されている状況が消費喚起の原動力となるはずの人の流れを抑制しております。

また、国道229号館浦での岩盤崩壊による通行止めの影響で迂回を余儀なくされていることも、人の流れに大きな負担を強いております。

加えて、最近のガソリン灯油価格等の高騰、食料品・生活品等の相次ぐ値上げの状況下でもござります。

以上のことから消費意欲を抑える、或いは減退させていると認識し、町ではこの2年間を通し、国・道のコロナ感染対策と併せて町独自の感染症への様々な対策を講じてまいりました。

その中で生活支援、事業継続、消費喚起の目的が相まっておりますが、経済対策といたしましては議会、関係団体、町民皆様のご理解とご協力をいただいて事業継続支援金、中小企業融資制度の拡充、農漁業生産向上対策補助金、農漁業経営維持安定対策事業、事業者等予防対応及びアフターコロナ対策補助金、町民定額給付金、3回に渡るスマイル商品券給付、感染症対応住宅リフオーム助成、冬期生活支援給付等、総額2億2000万円を超える規模の事業を実施いたしました。

一方、国道229号通行止めの影響に係る経済対策といたしましては、交通支援プレミアム商品券の販売、事業者支援助成金、融資制度保証料・利子補給を実施しております。

現在のところ、およそ3600万円程の事業費となっております。

これらの経済対策は一時的な窮状回避を目的とする施策が主となっており、地域の消費喚起の持続にはつながりにくいものとされております。

コロナの収束が見えないことも重なり、事業の効果検証に至っていないのが現状でございます。

ただし、事業者からの見地に立ち、事業基盤を強化することや新規事業投資への支援であるなら、国の支援策を活用するのも一考だと捉えております。

北海道でのまん延防止等重点措置は3月21日までの適用で解除の方向でいること、また、全国的にも新規感染者の発生は鈍化傾向であるということ、そう申し上げながらさらに感染力の強いステルスオミクロンへの置き換わり等が懸念されることを踏まえ、的確な情報をもつて判断し、気を緩める底に努めてまいります。

同時に、地域経済の動向にも注視してまいります。

国・道の支援事業につきましては、今後も商工会等関係団体との連携を密にし、周知に努めてまいります。

国道229号の恒久対策の早期着工は町民生活の安全安心と地域産業の振興に直結するもので、町民皆様の総意であると受け止めております。

それ故に事業採択、早期着工を強く要望しております。

その工事において、地域経済においては、消費浮揚の波及効果があると感じております。

その工事において、地域経済においては、消費浮揚の波及効果があると感じております。

新型コロナウイルス感染症は町民皆様のご理解とご協力の下にワクチン接種や感染拡大防止対応策が図られておりましたたが、当町においても新年から感染者が一時的に増えましたものの、医療機関・関係機関そして町民皆様のご理解のお陰で2月以降は感染拡大が見られない状況であります。

は75・38歳で平均寿命との差が縮小され、高齢者の社会参加が進んだ結果であると報じられています。

地方創生交付金事業は人口減少の克服と地域経済の活性化を目指す制度として、時の政権が看板政策として掲げ、地方自治体に「地方版総合戦略」「人口ビジョン」の策定を求め、地域の自主的な取り組みを国が支援する新たな交付金制度として創設、身近な事業では、交付金制度を活用し都市の若者が地方に移り住む「地域おこし協力隊」の増員をはじめ、町としても積極的に制度を有効活用し、生活環境基盤の整備に取り組みされています。

しかし町村部では、高齢者ほど地域に住み続ければ、医療や介護サービスに不安を感じているとされ、一層の福祉施策の充実が求められないと認識をしています。

町の総合戦略の中で令和6年には64%の町民の皆さんが安心して住み続いているが、直近の国勢調査においても依然として人口減少が進み、人を増さかが問われていると考えますが、中長期的視点に立脚する施策の在り方について町長の考えを伺います。

答弁者

寺 島 町 長

乙部町では、地方版総合戦略及び人口ビジョンを策定し、人口減少という直面する危機に向き合い、克服に向けた対策を継続的に進めいくこととしており、その施策の一つとして地域おこし協力隊の積極的な活用を行っています。

住率は全国で約51%となつてますが、乙部町におきましては退任後1年以上の定住率は64%となつており就業につきましても、隊員として活動していた団体だけではなく、町内企業に就職するなど長期に渡つての定住が見込まれるものが多く、比較的好調に推移しているものと捉えております。

今後さらに制度を活用し、定住できる環境を充実させていくためには、地域の事業者や生産者などと一層の連携を図りながら、幅広い受け入れ先の確保や採用後のサポートの充実を図り、働き甲斐のある定住しやすい環境づくりを進めていきます。

そのため、町といたしましては、医療・介護サービス、近所や関係者が高齢者を支える体制構築のほか、その他の分野においても教育環境、災害対応など、様々な課題解決に向けた取り組みを進め、町民皆様が地域の担い手として住み慣れた地域に安心して暮らしたいと考えております。

町政はあなたのため

— 議会を傍聴しましょう —

○町議会の定例会は年4回(3・6・9・12月)開催されます。

○町の臨時会は、必要に応じて随時開催されます。

☆☆☆次の定例会は、6月です☆☆☆



費者庁など「成年年齢引き下げに伴う消費者教育力」キャンペーンを行つておりまして、新聞・マスコミ等ではずいぶん取り上げられていました。

また、新学習指導要領においては、例えば、小

学校家庭科で「売買契約の基礎について触れること」、中学校技術・家庭科におきましては「クリジットなどの三者間契約についても扱うこと」、高等学校家庭科家庭基礎で「契約の重要性、消費者保護の仕組みについて理解すること」などを規定するなど、学校教育においても消費者教育を行つています。

消費者トラブルのリスクを避けるためには、契約に関する知識を学び、さまざまなルールを知つた上で、その契約が自分にとって本当に必要なものかどうか、冷静に判断する力を身につけることが大切となります。

乙部町では、消費生活相談員を配置しております。

す。
消費トラブルへの対応を実施していますので、困った際には是非相談していただきたいと思います。

質問①

現在、乙部町は漁港整備事業をはじめ栽培漁業の推進、

ナマコ・アワビ・ウニといった種苗事業、サケ

やニシンの稚魚の放流事業、漁場整備のための漁礁の投入と藻場の形成等、様々な施策を行い、漁業振興に取り組んでこられた

と思います。

歴代の町政の漁業振興に対する真撃な取り組みにより乙部町の発展がこ

こにあると感じていますが、近年の日本漁業が抱える魚価の低迷、漁獲量の減少、魚の消費衰退、さらには燃料価格の高騰、漁師さんの高齢化や後継者不足などの問題山積により大きく低迷していると誰もが感じていることだと思います。

時代は進み機械化さ

れ、物があふれている現代でもやはり乙部町は第1次産業を中心としたまちづくりが今後も必要と考えますし、その中でも乙部町が成長発展していく柱としての漁業について、乙部町の今後の展開を伺います。

・安定した漁業振興の観点から、乙部町では育てる漁業を推進してお

りますが、現在の状況と課題、その課題に対するような対応をしていくのかお伝えください。

・担い手の育成・確保について町の取り組みや漁業関係者と進める施策についてお伝えください。

・魚食の普及ではイカやスケソウの漁獲が低迷しつつあります。

農作物もそうです

られないという声が多いです。
活気ある港や浜をもう一度取り戻すべく乙部町の強い意志と行動が必要です。
乙部町の今後のお考えをお聞かせください。

答弁者 寺 島 町 長

ましては、スケソウ等の回遊魚に変わった主な資源としては浜が一体となつて取り組まれており、町では平成23年度から継続的に種苗生産や放流事業に対する支援を行っています。

サケにつきましては、檜山管内の資源増大を目的として平成28年度から広域対策事業に取り組み、健苗なサケ稚魚の生産、適期放流を実践してきた結果、漁獲が徐々に向上しております。今後の漁獲増加にも期待されています。

そして、ニシンの放流事業といたしましては平成29年度から檜山管内の広域事業として100万尾放流を継続実施しているところであり、今月8日には乙部町で約100年ぶりとなるニシンの群衆が乙部漁港周辺で見られ、放流事業の効果が表れてきているものと推察されています。

さて、ニシンの放流事業につきましては、夏には必ず食卓に上がっていましたが、今や高級品となっています。

乙部町の方からは乙部町の海のものや山のものを乙部町民が食べなっています。

ナマコ関係事業につき

までは、スケソウ等の回遊魚に変わった主な資源としては浜が一体となつて取り組まれており、町では平成23年度から継続的に種苗生産や放流事業に対する支援を行っています。

主要魚種であったスケソウ等の回遊資源の早期回復が期待通り望めないことから、現在取り組んでいる対策をより進めいくことが漁家経営の安定化に結び付く一助になることがあります。

また、担い手の育成等についてでございますが、乙部町の漁業者にあっては代々親から子、孫へと引き継がれてきたものがほとんどであります。浜が豊かな時代ではスマーズに世代交代がなされていくことが自然な流れでございましたが、不安定な資源動向下においてはそれもままならないのが現実的なところではないでしょうか。

なお、担い手の育成、確保の施策の取り組みは漁師になりたい方のため協力しております北海道漁業就業支援協議会があり、情報収集や各種相談等を行つておられます。号線の岩盤崩落による通

ら北海道が運営する漁業研修所で研修を受講できる制度がございます。技術面の向上といったしましては、このようなものを利用できるものとなっております。

質問 1 観光資源の活用と人材育成 について

澤田 一幸議員



質問①

① 全国的にも人口減少、少子高齢化等の過疎化が進む中、いずれは乙部町も財政運営が厳しくなっていくのは明白であると思われます。

しかしながら、我が町ではそれもままならないのが現実的なところではないでしょうか。

乙部町には海岸部・山間部と多くの観光資源が点在しており、実際に町外の問屋や業者等からは、季節に応じてではありますかが場所や見所等を多く聞かれ、町としては今まで以上に乙部町の魅力を発信していくべきだと思います。

昨年6月、国道229

今後につきましては、育てる漁業を中心に推進するため漁協を中心とした各関係機関と連携して、漁業振興に取り組んでいくことが肝要と考えております。

答弁者 寺島町長

澤田議員のご質問のとおり、全国的な人口減少、高齢化社会、過疎化の進展につきましては乙

の乙部町を担う若い人材に対して定期的に勉強会や研修会等によるスキルアップを促進する人材育成事業が必要であると考えますが、町長の見解を伺います。

や観光協会等に協力依頼されていますが、商工業のみならずどの分野も若手の人材不足が懸念されおり、年齢制限が60歳までの青年部会も実際に休止や解散している商工関連部会も増加しているのが現状であります。

広域観光事業等を活用いたしまして多種多様な情報発信を行つていくことを進めていくことは勿論ですが、乙部町としての観光資源のPRにつきましては、昨年末から「宿泊者誘致PR事業」としてテレビやラジオを媒体としたプロモーションを実施しているところでございます。

これまで宿泊施設や特産品の紹介をテレビ番組のコーナー及びラジオで1か月間行つてまいりました。

様々なイベント等を開催する際、例えば商工会は必須だと考えております。今年度は、例年開催する際、例えば商工会は必須だと考えております。

また、今後においては観光客誘致のための動画を撮影し、札幌市地下歩行空間での上映やイン

ターネットでの配信、観光シーズンに向けてのテレビ番組内の旅行・旅企画の放送、観光客誘致スポットCMの撮影および放送、テレビ局ホームページでの特産品のPRなど、メディアを活用したプロモーションを積極的に行う予定でございます。

これらのプロモーションにつきましては、単に短期的に人を集めるという視点ではなく、まずは乙部町の知名度の向上を図ることで町内の特産品等の販路の拡大や町民皆様が誇れる町のPRなど、中長期的に効果が表れるものにしたいと考えております。

乙部町の自然、食を含む文化につきましては、既知の観光資源にても既知の観光資源に受け入れる側の都合を押し付けるのではなく、経済的な価値を求める意

光シーズンに向けてのテレビ番組内の旅行・旅企画の放送、観光客誘致スポットCMの撮影および放送、テレビ局ホームページでの特産品のPRなど、メディアを活用したプロモーションを積極的に行う予定でございます。

これらのプロモーションにつきましては、単に短期的に人を集めるという視点ではなく、まずは乙部町の知名度の向上を図ることで町内の特産品等の販路の拡大や町民皆様が誇れる町のPRなど、中長期的に効果が表れるものにしたいと考えております。

乙部町の自然、食を含む文化につきましては、既知の観光資源にても既知の観光資源に受け入れる側の都合を押し付けるのではなく、経済的な価値を求める意

図するのであれば自然の景勝地や食事を含む体験メニューの整備、開発改良を進めていくべきだろ

うと考えております。

しかしながら、観光事業に特化した事業者が少なく、総じて投資額に対する事業効果をどう判断するのか、或いは観光に従事する人材を輩出し雇用に繋げる手法について課題が大きいと捉えてお

ります。

その点につきましては、観光資源の活用に伴う商工業事業者、或いは農漁業、1次産業従事者との連携は必須であると考

えております。

特に町内イベントにつきましては、各種産業団体や自治会町内会、社会福祉協議会等多くの方々

にご協力をいただき、すべて実行委員会組織により開催されております。

一方で、若い方々で構成する団体が立ち上がりましたことを大変うれしく感じておりますし、イベント運営に協力をいた

だくことを視野に入れ、その活動の中での活躍を期待するところでございます。

研修会等による人材育

成団体との連携協議の中に間に短縮されたものの、その対策として町独自で支援物資の提供が必要と思うが如何でしょうか。

③濃厚接触者の自宅待機期間の短縮のため、中途でPCR検査は考えられ

期間は10日間から7日間に短縮されたものの、その対策として町独自で支援物資の提供が必要と思うが如何でしょうか。

③濃厚接触者の自宅待機期間の短縮のため、中途でPCR検査は考えられ

く発生し震撼させる出来事となりました。

これまでに無いことにして医療従事者の方々の労苦、対処、そして献身的な活動がなされ、その行動に感謝いたしております。

誰もが常に手指の消毒、マスクの着用、そしてワクチン接種等々、感染対策をし、お互いに気を付けているはずなのに感染力が衰えず、町内は今のところ落ち込んでいるものの全道的には減少傾向にあるが、

②町独自の支援物資の提供についてであります。

コロナウイルスに感染し、自宅療養を余儀なくされた人への支援については、希望者に北海道が10日分の食料、日用品等

質問① 全国的に年明けからコロナウイルス感染拡大が続きます。

①コロナウイルスワクチンの接種は3回目が行われています。

接種希望者の年齢は12歳以上となっていますが、10歳未満の感染も少なくないことから、接種希望者の年齢の引き下げ(5歳～11歳)の検討が必要でないか伺います。

1 コロナウイルス感染対策について
2 農業問題について

安岡 美穂 議員



答弁者
野澤町民課参事

現在、当町においても3回目のワクチン接種が行われており、1月に医療従事者等、2月17日からは65歳以上の方への集団接種を町内4会場で実施しており、3月12日現在の接種率については1,237人の方が接種を終えられ、対象者の約43%が接種を完了しております。

今後も順次接種を進め
てまいり、4月16日には
希望される町民への接種
を完了する見込みです。

①の新型コロナワクチ
ンの5歳から11歳の接種
の検討についてですが、
こちらについてはすでに
準備を進めており、対象
の小児の保護者へワクチ
ン接種の意向調査を行
い、現在、約40人が積極
的な接種を希望している
旨を確認し、今月下旬に
国保病院での接種を実施
する予定です。

また、濃厚接触者につ
いては陽性者自らが職場
や学校などに連絡を入
れ、その職場等において
濃厚接触者の判定を行う
こととされており、安岡
議員のおっしゃる、町が
独自に現状の全てを把握
し、食料品等の支援物資
を提供することは困難と
考えております。

また、道や保健所、ま
たは職場等から陽性者、
濃厚接触者への支援を依
頼された場合は当然、町
として町民に対する支援
を行う考えはございま
す。

それが北海道が行う支
援物資の提供を補完する
形のものであるのか、或
いは買い物代行サービス

これらに對して米需要
を奮うミニマムアクセス
米の輸入は止めず、国内
農家のみに減反・転作を
強いて米の生産を抑え需
給対策としてきたもので
す。

つまり農家は、政府か
らの呼びかけに応じて取
り組んできたはずなのに
信頼できる親族や友人
等の協力を得ることが出
来るのであれば困難な状
況も乗り越えられるので
はないかと考えております。

次に③の濃厚接触者の
自宅待機期間短縮のため
のPCR検査実施について
ですが、厚生労働省か
らの通知により、濃厚接
触者の待定期間について
は原則7日間という指針
が示されております。

しかし農業において、
政府の今年度予算で「水
田活用交付金事業の見直
し」に農家は困惑してい
ます。

については適切な検査を受
けることで5日目に解除
という形の取り扱いと
しては、財務省から「現況と
農地や米以外の生産が定
着している農地を交付金
対象から除外すべき」との
指摘を受けた事を踏まえ、

答弁者
寺 島 町 長

政府は減り続ける米需
要、今で言うとコロナ禍
で外食需要の低迷等々も
その通りであります。

また同時に、接種を希
望しない小児や保護者が
差別や偏見を受けること
の無いよう、プライバ
シーの保護はもちろん広

報等を通じてその啓発を
行つてまいります。

次に②の町独自の支援
物資の提供についてです
が、現在の新型コロナウ
イルス感染症の取り扱い
では、北海道・保健所が
その対応を担つており、
市町村では陽性者を把握
することが出来ません。

また同時に、長引くコ
ロナ禍で、ともすれば希
薄になりつつある町民の
相互扶助の精神の醸成も
期待したいところでござ
います。

感染拡大を未然に防ぐ
ための措置であることを
ご理解願いたいと思いま
す。

信頼できる親族や友人
等の協力を得ることが出
来るのであれば困難な状
況も乗り越えられるので
はないかと考えております。

町長の執行方針
で一次産業をはじ
め、地域経済を取
り巻く環境は非常

に厳しいが、関係機関・
団体と連携し創意工夫を
もつて将来的なそれぞれ

の産業の在り方を見据え
た中で施策・支援を進め
取り組むと前向きな考
えを述べています。

しかし農業において、
政府の今年度予算で「水
田活用交付金事業の見直
し」に農家は困惑してい
ます。

政府は減り続ける米需
要、今で言うとコロナ禍
で外食需要の低迷等々も
その通りであります。

また同時に、接種を希
望しない小児や保護者が
差別や偏見を受けること
の無いよう、プライバ
シーの保護はもちろん広

5年前の平成29年度に実施要綱において、「畦畔、用水路等を有しない農地を交付金の対象外とする」ことが明確化され、令和4年度から交付対象の条件を厳格化する方針が示されたものであります。

これを受け、道農政部では今年度、見直しに係る地域の実態等を精査・検証し、その後、北海道農業協同組合中央会、北海道町村会、北海道等で構成する連絡会議により、課題や対応策を検討してきましたところであります。

乙部町においても令和8年度までの今後5年間のうち、1度も水稻の作付が行われていない水田に対しては令和9年度から交付金が支給されこととなり、次年度以降も同様に水稻と転換作物との5年以内のプロジェクトが持続されなければ、交付金の支給対象外となります。加えて令和4年度からの多年生牧草への支援単価の見直しによる減額は



牧草地利用の減少要因へと繋がり、耕作放棄地の発生により適正な農地保全が困難となることも予想され、耕作面積の減少や農家経営の悪化が危惧されます。

また、北海道町村会においても今回の交付対象条件を厳格化する方針は「農業者に不安と混乱を招いていることから、地域の実情に応じた柔軟な運用を可能とする必要がある」として重要視しており、乙部町といたしましても同調するとともに、交付金の見直しに係る影響をいかに減少できるか、プロックローーションの実施可能な有無等の実態把握に努めるなど、乙部土地改良区等の関係機関と連携し、検討していくと考えております。

議会のうごき

R 4. 2.27 栄浜小学校閉校式

R 4. 3. 2 総務民教常任協議会・委員会 / 議会運営委員会 / 産業建設常任協議会・委員会

R 4. 3. 4 議員全員協議会

R 4. 3. 9 令和4年第1回乙部町議会定例会(第1号)

R 4. 3.11 議会運営委員会

R 4. 3.15 令和4年第1回乙部町議会定例会(第2号) / 予算特別委員会(1日目)

R 4. 3.16 予算特別委員会(2日目) / 令和4年第1回乙部町議会定例会(第3号)

議員全員協議会

議会だより編集委員	編集後記
委員長	
副委員長	
米安 明田 中義	
坂貞 美岡 石修 仁	
男穂 二	



間伐で未来につなぐ北の森

この用紙は、原材料の一部に道産間伐材を使用しております。